
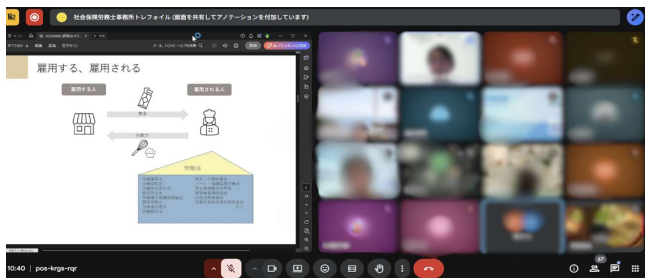


就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

事業所名	株式会社メジャーサポートサービス嘉手納事業所	事業所番号	4711200685
住所	沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-4 ロータリー2号館107号	管理者名	末吉 司
電話番号	098-921-9133	対象年度	令和7年度

利用者の知識・能力向上に係る実施概要

<p><活動内容></p> <p>実施日時：2025年9月8日（月） 10:30～11:00 実施場所：オンライン（Google Meet） 参加人数：24名（利用者19名、職員5名）</p> <p>研修テーマ：「知っておきたい！～働く時のルールと保険制度の基礎知識～」</p>	<p><活動の様子></p> 
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労をするための知識の向上 ・働くことへの意識の向上 	<p>研修中、利用者からいくつかの質問が挙がり、活発な意見交換が行われました。 （質問内容） Q: 休憩時間は労災に認定されているのか？ A: 労災認定は業務に関連しているかどうかが重要。労働基準監督署への相談を勧める。</p>
<p><成果></p> <p>知識の向上：参加者は労働基準法や社会保険制度の基礎を理解し、働く上での権利や義務を明確に認識しました。特に、保険制度に対する苦手意識が解消され、労働者としての立場や責任についての理解が深まりました。</p> <p>前向きな意識の向上：研修後、多くの参加者が就職先選びにおいて労働条件や保険を重視する意識を持つようになりました。自身の労働条件を守ることに加え、企業との信頼関係を築く重要性を再認識しました。</p> <p>質問や意見交換を通じた理解の深化：研修中に挙げた質問（休憩時間の労災認定、ハラスメントの際の労災適用など）を通じて、利用者は自分の疑問を解消し、より具体的な事例に対する理解が深まりました。</p>	<p>Q: 業務指示においてハラスメントを受け、業務ができなくなった場合、労災が適用されるか？ A: 業務上必要なことかなどの条件がある。詳細は厚生労働省のポータルを参照。</p> 

連携先の企業や事業所等の意見または評価

今回のセミナーでは、働くうえでの基礎知識である労働条件について、保険制度について紹介、加えて、一般就労につながるための自分に合った仕事や就職先の探し方をご紹介します。多くの利用者の皆様に参加いただき、最後には質問もしていただきました。

働くうえでは、会社と従業員が対等な立場でルールを守りながら働いていかなければなりません。今回のセミナーで、自分自身の労働条件や保険制度を確認し自分を守ることと同様に、会社に対してもルールを守って労務提供することが大切という意識付けができたのであれば幸いです。

連携先企業（担当者）	社会保険労務士 塩崎久美子
------------	---------------

利用者からの意見・評価

【研修理解度】・非常に深まった：31.6% ・ある程度深まった：68.4%

【意見や感想】

「久しぶりの研修で勉強になった」

「わかりやすい説明で基礎知識が身についた」

「丁寧で分かりやすい説明に感謝」

「保険制度に苦手意識があったが、理解が深まった」

「労働基準法や社会保険についてもっと学びたいという意欲が高まった」

【さらなる学びの希望】

労災認定の基準や具体的な事例に関してもっと学びたい。

就職先選びにおける保険やルールを重要視したい。